

1 番 通告2番、1番、伊藤奈穂子です。

通告に従いまして、1項目「男女共同参画社会の推進」と「子育て支援について」を質問いたします。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、ことしは15年目になります。神奈川県においては、平成15年に神奈川男女共同参画推進プランを策定し、さまざまな取り組みを行ってきました。その結果、女性の活躍が評価されるようになりました。しかし、その割合はいまだ低く、十分に進んでいないという現状があり、こうした課題や社会環境の変化を踏まえ、男女共同参画を推進するため、昨年新たに神奈川男女共同参画推進プランを改定いたしました。このプランの中の一つにワーク・ライフ・バランス、つまり仕事と生活の調和の実現があります。ワーク・ライフ・バランスというのは、男女がともに平等で仕事をしながら育児や介護など家庭生活を維持し、その上で趣味や地域活動にも積極的に参加できる社会であります。自らが希望する方向で、仕事と家庭、地域、趣味等の活動を行うことにより、充実した人生を送ることが望まれています。また仕事と生活を両立することによって、子供を安心して産み、育てることのできる社会になると思います。特に女性が働きながら子育てをしやすいようにするには、男性の子育て参加を支援し、推進するという行政の取り組みも大事ではないかと思えます。本町においても、平成26年度の主な施策として大井町男女共同参画プランを改定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しますとあります。そこで3点お伺いいたします。

1、これまでの大井町男女共同参画推進プランの施策の実施状況と、今後の取り組みをお伺いいたします。

2、父親の育児参加を支援する取り組みとして、町男性職員の育児休暇の取得状況と育児参加に対する今後の課題をお伺いいたします。

3、女性が活躍するための社会参加に向けた取り組みをお伺いいたします。

次に2項目といたしまして、「ヘルプカードの普及促進について」をお伺いいたします。このヘルプカードは、障害や難病を抱えた方が、障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先など、あらかじめカードに記入できるようになっており、緊急時や災害時などの困ったときに提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするというものです。このヘルプカードは、常に携帯して持ち歩けるような免許証と同じくらいのカードであり、災害時だけではなく日常的に何かあったときに助けていただけるということが、本人や家族にとっての安心感になっています。外見からはわからないような、内部障害の方や難病の方、聴覚障害の方には外出先などで手

助けが必要なのに、困っていることをうまく伝えることができない方もおられます。しかしヘルプカードを提示すれば、何を支援してほしいかが記入されているため、素早く対応することができます。東京都では、平成24年10月末にこのヘルプカードの標準様式を定めたガイドラインを作成し、積極的に取り組んでおられます。また全国的にも広がってきております。本町においても障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードを作成してみたいかと思いますが、お考えをお伺いいたします。以上で、1回目の質問を終わります。

議
町

長 町長。

長 通告2番、伊藤奈穂子議員の男女共同参画社会の推進と子育て支援についてという御質問で細かく3点を頂戴し、また2点目のヘルプカードの普及促進についてということで、大きく2点頂戴しているわけでございます。

内閣府では平成26年度版男女共同参画白書において、初めて男性に焦点をおき、家族、世帯及び男女のワーク・ライフ・バランス、男女の就業の状況、男女共同参画に関する男女の意識について公表を行いました。

家族類型、例えば夫婦と子供という状況の中で、産業、就業スタイル、個人社会生活といったあらゆる面において、変化や多様化が進み、標準的や典型的といった言葉で表現できる特定モデルはもはや存在せず、男女共同参画の推進において個々の男女だけでなく企業、また組織や行政もあらゆる面における変化をより迅速かつ的確に把握して、従来の考え方に縛られることなくさまざまな施策や制度の検討、実施を行うことと示しておるわけでございます。そのような中で1点目の御質問でございますが、本町では第5次総合計画及び男女共同参画プランにおきまして、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図るとともに、女性の積極的な登用などにより女性の社会参画の促進を努めてまいりました。プランでは、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大など5つの目標に向かい、67の施策に取り組んでまいりましたものでございます。

主な施策の実施状況については、一つに男女共同参画への意識啓発の取り組みがございます。毎年11月を男女共同参画啓発月間といたしまして、神奈川県とも連携した男女共同参画講演会等を継続して実施してまいりました。ワーク・ライフ・バランスや災害と女性、介護などを講演会のテーマといたしまして取り上げてまいりましたわけでございますが、平成23年度から「人権を考えるつどい」と連携をいたし、あわせて町職員の研修事業の一環として実施をしてまいりましたものでございます。昨年度は、内閣府初代男女共同参画局長を務められました、昭和女子大学長の坂東眞

理子先生に「～錆びない生き方～女(人)と男(ひと)個性豊かに生きる～」をテーマに講演をしていただき、たくさんの方の御参加をいただきました。

今後も、神奈川県や町の複数部門での連携を維持しつつ、男女共同参画に携わる住民同士がつながりを持てる機会を提供していきたいという考えでございます。

主な施策の2つ目は、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発等でございます。DV防止法制定以降社会認識が不十分であることから、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、国、県と連携してポスターやチラシによる周知啓発を行っておるものでございます。DV防止法に基づく「民間シェルター一時保護委託事業」につきましては、平成18年度以降2件の事案がございまして、今後もホームページで周知するなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みをしていくという考えでございます。

他の施策につきましては、大井町男女共同参画プランとの整合性を図り各課等において、目標に向けて必要な施策を継続し、より必要な施策は拡充いたし、そうでない施策は縮小するなどの見直しを行っていく必要があるのじゃないか柔軟な対応を図ってまいりたいという考えでございます。

例えば「大井町次世代育成支援地域行動計画」において、地域の子育て力の充実として、「男性の料理教室」や「エンジョイ！マタニティ」への父親の参加事業を通し、子育て支援を図ってまいろうということでございます。「第3次大井町生涯学習推進計画」においては平成26度改訂いたしました。計画では、「男女共同参画社会の推進」を「人権教育の推進」と一体とした施策といたしまして、人権尊重意識の啓発の推進の新たな取り組みを始めたものでございます。

詳細の2点目の御質問でございますが、改正「育児・介護休業法」が平成22年6月から施行され、父親の育児休業の取得が促進されました。この法施行以降、本町では、配偶者が出産して育児休業の対象となった男性職員は11人おりましたが、育児休業の申請及び取得実績は、一人もおりませんでした。なお、この法施行以前においても同様でございますが、これらを取っていただけるよう環境等も含めて進めていかなければならない課題の1つじゃなからうかなと考えておるのでございます。

このように男性職員は、育児休業取得実績こそありませんが、配偶者の出産時に習得できる特別休暇は、ほとんど取得していないということでございます。それぞれのライフイベントや子育てのための行事への参加

等のために、計画的に年次休暇等を利用し、積極的に育児に参加している姿も見られるわけでございます。まだまだでなかろうかなと考えておるところでございます。

その中で、次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことによりまして、今年度、平成27年度から平成36年度を計画期間といたしました「特定事業主行動計画」の見直しも行う予定でございますが、国の新たな指針の中にも、男性の育児休業や子育ての目的の休暇等の取得促進が盛り込まれることになっておりまして、法の趣旨を踏まえて取得しやすい環境の整備や制度の周知を図ってまいりたいというように思うわけでございます。これら周知徹底をしていく必要があるということと、環境整備も醸成していく必要があるんじゃないかなと思います。法律をつくらなければできないということも、大変残念に思うわけでございます。そういう状況にあるということ、今後改善していこうという考えがあると、御理解賜りたくお願いをするところでございます。

3点目の御質問でございますが、これからのまちづくり・地域活動を進めるうえで、意思決定の場への女性参画は非常に重要な視点となっております。当町におきましても地域活動の中心的存在であります自治会長は41名の方にやっていただいておりますが、2名が女性であるということでございます。過去にも女性がそのような大任をお勤めいただいております。実際に地域活動に参加する女性も多くふえているということもございますもので、女性が地域活動でのリーダー的存在として活躍される機会もふえてこようかと思っておりますし、そのようなことに期待をするものでございます。

一方、男女共同参画プランでは、町政の場における女性の参画の拡大として、町の審議会等への女性の登用推進に取り組んでおります。平成13年3月時点で本町の審議会等における委員総数181名のうち40名が女性でございます。登用率は22.1%でございます。一方で、平成26年4月時点で委員総数175名のうち59名が女性で33.7%と人数・登用率とも増加をさせているということもございます。女性を取り巻く状況や立場を配慮した、きめ細かな政策決定に尽力していかなければならないという考えでございます。

また国のレベルでは、2020年までに指導的地位に女性の占める割合を少なくとも30%とする目標を掲げておりましたけども、町でも男女共同参画社会の推進にあたっては、現在実施中でありましてまちづくりアンケート調査結果から町民ニーズを改めて捉え、必要な施策は継続し社会状況の変化に伴う制度にそぐわない施策は見直しを行っていくと冒頭申し

上げましたでございますが、そんな必要があるか改めて関連法令から取り巻く状況を把握いたし、大井町男女共同参画プランを改訂をいたし、あらゆる分野で誰もがそれぞれの個性や能力を発揮できるようなまちづくりが、元気なまちづくりにつながっていくんじゃないかなというように考えておるところでございます。

大きな2点目のヘルプカードの普及・促進についてでございますが、質問の「ヘルプカード」とは、東京都が独自に推進しているカードということで理解し答弁をさせていただきたいと思えます。

東京都のヘルプカードのガイドラインによると、ヘルプカードは援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードであると説明しています。

このようなカードは地方自治体が独自に実施しており、特に東京都は標準様式を定めたガイドラインを区市町村に向け策定し、標準様式を活用してカードを作成する区市町村に対して上限を定めた経費の全額補助を行って推進されるという状況にあるわけです。

県内の地方自治体においては、寒川町が地域自立支援協議会の場で策定いたし運用しておられる。そして福祉課や町内の福祉事業所の窓口で配布をいたし、または町のホームページから様式をダウンロードして利用する方法で利用状況を照会したところ、使用実績と効果はわからないとの回答を伺っております。

また神奈川県においては、同様のカードの策定はしていないという状況でございますが、都道府県においても温度差がありヘルプカードが東京都独自のもので一般的に周知されていないというのが実情にあるわけでございます。

このような状況の中、現在障害のある人には障害者手帳が交付されております。障害者手帳に備考欄があり、そこに必要な支援や周囲の人をお願いする配慮を記載していただければ、その備考欄を呈示することで同様の効果が期待できるのではなかろうかと考えております。まずは、備考欄に必要な支援や配慮していただきたい内容等を御自身で記載していただくこと、また御自身で記載できない方は御家族等支援される方に記載していただくことがまずは第一じゃなかろうかなと思うわけでございます。

そのような中で、単独で町のヘルプカードを策定したらどうかということでございますが、その有効範囲は限られておろうかと、最低でも県下全域を対象とした範囲で策定すると、さらに効果が望めるものじゃなかろうかなと。

町といたしましては、ヘルプカードは障害のある方には安全・安心を担保し、その有効性について十分認識しておるところでございますが、まずは既存の障害者手帳の備考欄を有効に活用していただくことは、東京都のように都道府県単位の広域的な範囲で標準様式による策定ができれば、さらなる有効な手段等なろうかと思いますが、小さな町が単独で行うところですね。この周りの方がそのヘルプカードの物についてよく理解していただかなければヘルプカードの効果というものは出てきませんもので、これはできれば県下統一等やれば効果がさらに大きくなる物じゃなかろうかと。

この辺のところは、いろんな各横の意見とまた県ができれば統一でやれば効果が上がるわけございまして、これらいろんな課題として今後各関係団体と協議をしていく必要がある課題だというように受けとめております。

以上を答弁とさせていただきます。

- 1 番 ただいま御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。男女共同参画社会の実現に向けていろいろな方面から推進をされていると、今後も講演会やDVなどに対する取り組みにも力を入れていこうということで理解をさせていただきました。今国としても、女性の活躍を成長戦略の一つに掲げております。本町においても先ほど町長からも今後の課題を解決するために努力していくという御答弁をいただいたんですが、本町において男女共同参画プランを推進するために大井町男女共同参画社会推進委員会条例があります。こちらは推進するためにあると思うんですが、現在休眠状態にあるのではないかなと私は思われます。男女共同参画プランをより具体的に実効性のあるものにするには、その推進委員会を再度再出発させていくことが望ましいと思われませんが、この辺はどのようにお考えでしょうか。町長、お願いいたします。

町 民 課 長 プランは適しておると。ところが推進体制は議員御指摘のように、そういう状況でございます。当初プランをつくった当時の推進体制でございまして、当時10人というか大分多くの人数で体制整っているところがございます。需要については私は失念しておりまして、その辺の状況がうまく現在に生きてないという状況は反省するところでございます。

ただ、この10年間でそういった推進体制をかつちり多くの人数でという状況を見直しをして、当然プランについては町がもっておりますので町の組織の中で推進するということも含めながら、条例ですのでこれのところの中のメンバーだとか体制とかもこれにスクラップするのではなくて、生かせるような状況に持っていきたいと考えております。その前

には、推進プランがしっかりできていなければいけないということなので、そういう推進プランを再度現状に合わせた中でつくった上で、この条例に定められた推進体制を活用していくと。状況によったら、条例じゃなくてももう少しボランティア集団というか、近隣の町もそうですし3人というところもありますし、これはやり方もありますし、あとは広報とかのPRの仕方も当然ありますので、この条例の中で定められていたもので縛られるのではなくて、このものをスクラップするのではなくてさらにうまく整理をしながらこのまま生かしていきたい、現在はその考え方でございます。以上です。

- 1 番 それではこちらの推進委員会というのは、いい方向でぜひとも動けるような形で対応していただければなと思いますので、そちらはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは具体的な取り組みとして特に表題にもありますが、子育てに関することについて質問をさせていただきたいと思います。男女共同参画の推進と言われましても、単に女性のためだけではなく推進していく課題となるものは先ほどの答弁にもございましたが人権やワーク・ライフ・バランスそして子育てや介護にも関連しているということで、男性にも重要なことであると思います。近年は核家族化が進み共働き、共育てでないやっつけいけないという現状があります。先ほど、本町の男性職員の育児休暇の取得はゼロであるということでした。制度はあるけれども育児休暇をとるというまでには至らないというのが現状だと思います。それにはさまざまな要因があると思いますが、まだまだ固定化した価値観、男女の役割分担意識が大きくあるのではないかと思います。また育児休暇中の経済的な不安も関係していると思われます。これは今年の5月通信教育会社の調査なんですけど、子供がいる20代から40代のサラリーマン男性497人中329人が育児休暇の経験者で、その半数以上が育児中の所得を支える国の主な制度を知っていなかったという状況がありました。育児休暇未経験者の中でそのことを知っていたのは2割から3割だったという結果があり、このように若い父親も子育てとの両立が可能な働き方の制度について余り知らないということがわかります。

これらのことを踏まえて、男性に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発の取り組みとして先ほども講演会をというお話もありましたが、男性向けのワーク・ライフ・バランスに関するセミナー、またはその管理職研修というのを行ってみてはいかがでしょうか。また育児に積極的な男性イクメンといわれる方々ですけれども、イクメン支援の一つとして町のホームページにイクメン支援のページを拡充し情報提供していくお考

えはあるかお伺いたします。この2点についてお伺いたします。

総務安全課課長

ただいま男性の育児休業ということで御指摘いただきまして、先ほど町長が答弁しましたように、男性の育児休暇取得ということは、今議員おっしゃったように社会的な中なので、まだ男性の育児休業の取得ということは認知されていないということですね。そういうこともあって取得したいという部分もあろうかと思いますが、この辺の取得に関しては育児休業だけにかかわらず、先ほど町長の答弁がありましたように出産にかかわる育児休暇とか、またそれぞれの子育ての中でいろんな有給を取りながら各種子育ての事業に参加していくという部分では、少しずつ拡大しているというところは正直ございます。ただ育児休業という部分の中でまとまった休みということは取りにくいということもありますので、これにつきましてはこれからそういう環境づくりということで先ほど町長の答弁ありましたが、進めていきたいということの一つあります。

それからあと、管理職研修という部分の中で男性の育児休業が取りやすい環境づくりというところを含めて、こういうところは今後進めていきたいと考えております。以上です。

町民課長

ワーク・ライフ・バランスですね。ホームページの掲載ということで御質問がございました。

現在の国県からこの辺のワーク・ライフ・バランスのセミナーの案内とか、これ紙ベースで来ておりますので窓口の前の棚に置かせてはいただいております。男女共同参画の推進全体の中で現在柔軟な啓発活動だという認識を改めて思っておりますので、そういったもの特にホームページとか広報等を使ってこの辺のところの御案内は当然できると思えますし、この辺の男女共同参画に特化した工夫の中で、そういった啓発活動を進めていきたいと思っております。以上です。

1 番

それではぜひとも知らないということがないように情報は町民の方全員に周知できるようにしていただきたいなと思えます。

次に、先ほども父親教室の充実ということで御答弁がございました。現在は女性が働くということや男性が家のことや育児参加をすることに若い世代がだんだん抵抗がなくなっている状況でございます。男性の育児参加は夫婦や家族のきずなを深め、子供の健全な成長により影響を与えるといいです。また女性の社会進出には、夫の理解と協力が大変重要であると思えます。厚生労働省所管の国立社会保障人口問題研究所による全国家庭動向調査によると、妻が40歳未満のケースに限定した場合の子供がいない家庭で夫が家事をよくする場合は、今後子供をもつ予定と答えた妻が70.4%だったということです。それに対して夫が家事をほと

んどしていない家庭の場合、子供をもつ予定があると答えた妻は48%と低い結果となっています。また子供が1人から2人いる家庭でも同様の傾向が見られたということでした。これによって、夫が家事をする家庭ほど妻が子供をもつ意欲が高いという傾向があり、少子化対策には夫の家事分担が欠かせないという結果が出ております。

もう一つ、少子化対策ではフランスの取り組みが今注目されております。2012年フランスの合計特殊出生率が2.0と先進国でもトップです。京都大学の大学院伊藤公雄教授はフランスの少子化対策の成功の要因は、1980年代女性運動が広まって男女共同参画が進み、男女の働き方や家庭でのあり方が見直されはじめたときから変わったと言われております。

このように男性の家事、育児参加が少子化対策のキーポイントとなっています。また教授は「男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進として、育児など女性だけではなく男女ともに家庭と仕事のバランスを取って子育てなどの家庭的責任を果たしやすくすることが大事である」とも言われています。

ここで父親が育児参加しやすいような取り組みとして、寒川町の事例を御紹介いたします。寒川町では妊婦教室の名称を「父親・母親学級」といたし、4日間ある教室のうち最終日には父親の参加を呼びかけているそうです。この最終日だけは日曜日に開催するという工夫もされておられます。参加した父親には、妊婦の理解を深めてもらうために妊婦体験ジャケットの着用を実施している。また出産を終えた先輩パパママに来ていただいて、交流もしているということでした。この交流はとても好評で産後の父親のかかわりについて参考になったとか、育児中のパパママの苦労やお互いの協力を聞くことで両親2人で育児をする意識が高まったなどの感想が寄せられています。

今後の課題としては、初妊婦夫婦の参加率を高めるために平成26年度より参加勧誘を開始していると伺っております。本町においても父親が参加しやすい教室を工夫し、開催してみてはいかがかと思っておりますがお考えをお伺いいたします。

子育て健康課長

本町におきましてもマタニティスクールということで、「父親・母親教室」という名称を取っております。積極的にということでは、父親の無理やりということにもまいりませんので、ただ参加される方の中ではお父さんも参加されるという方が1組2組では毎回ありますけども出てきている状況があります。ですから、そういうところも考えながら参加しやすい状況をというお話で、先ほど日曜日に開催ということもあったんですけど、そういったことも含めて検討はしていきたいと思っております。ただ、日曜

日でなくても父親が参加できるという社会を実現していくというのが大目標ではあると思いますので、そのあたりを見ながらということで検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

- 1 番 ぜひ、そのような方向で環境づくりに努めていただくようお願いしたいと思います。

次に女性が活躍するための社会参加についてに移らせていただきます。

先ほど行政委員や女性登用率の向上など取り組んでおられるということでは理解をさせていただきました。今後はさらに男女にとられることなく、真に能力また経験等を積んだ人材を登用し、また人材育成にも力を注いでいただくというように期待をいたします。この女性の活躍というところで一つ提案をさせていただきます。

町民の方からお店をやりたいんだけど自信がないという声を聞くことがございます。女性は生活者の視点から斬新で多様なサービスや商品を生み出すことができると言われております。そのアイデアを生かすために、しっかりとしたアドバイスや後押しがあれば、自信を持って起業できるのではないかと思います。先日の新聞に女性起業家たまご塾との記事がありました。このたまご塾は、横浜市男女共同参画推進協会が開校しているものですが、このたまご塾の受講終了後の実績調査によると調査回答者の78%が現在も事業を継続したり、一定の成果をあげているということでした。また伊勢原市では平成24年度になりますが、女性のための起業準備セミナーを開催しております。本町においても起業を目指す女性を対象にしたセミナーを開催してみてもはと思います、お考えをお伺いいたします。

- 町 民 課 長 女性の起業セミナーというお話でございますが、これについても先ほど申しましたとおり、神奈川県だとか女性センターから、そういったチラシ・パンフレットの御案内でございます。ただ開催地が横浜だとか藤沢という状況でございます。

さて当町においてこういったセミナーのニーズはどうかというところで、そこでとどまってしまうところがあるんですが、情報としてはお出しする必要はあるかと思いますしそういう現実問題、そういう方が大井町におられるということがわかればそういった場を設けることは可能があると思います。ただどうかなとまだその辺のところは未知数なので、まずは情報提供をしっかりさせていただきながら、また女性センター等に相談しながらこういったところの情報交流をした中で少しずつでもそういうニーズがあればニーズに応えるとか、そういう努力はさせていただきたいと考えております。以上です。

- 1 番 今おっしゃっていただいたように、県では相模原や藤沢、厚木では行われているということです。子育て中のお母さんたちお店をやりたいと思っても、そこまで足が運ばないと。そこまで行かないとかでやる気がないだろうと言われたらそれまでなんですけれども、でも伊勢原ではそういう方でも広く皆さんに情報を与えますよ、提供しますよということでセミナーとかも開催しておりますので、ぜひともそのような形で考え方を変わっていただいて取り組んでいただければと思います。

では続きまして、ヘルプカードの件に移らせていただきます。先ほど寒川町で自立支援協議会の中で検討され、実施を今されているというお話も答弁の中にございました。これは平成25年10月より導入をされております。大井町といたしましてはこの自立支援協議会というのは、1市5町の中で協議会が行われて参画をされていると伺っております。先ほど大井町1町だけという形でおっしゃっていましたが、1市5町の中で協議を進めていただいて、広域的な形での取り組みというお考えはあるかお伺いします。

介護福祉課長 議員御承知のとおり1市5町において足柄上地域に自立支援協議会がございます。その中で先ほど町長が答弁でお答えしたとおり課題として受けとめて、今後その辺に関して、1市5町の中で課題として受けとめていきたいと考えております。以上でございます。

- 1 番 ぜひともいい方向で検討していただくように期待をいたします。

最後に、大井町の男女共同参画プランを今回改定することにより、さらに一人一人がいきいきと個性や能力を発揮できる社会の実現がなされることを私も期待をいたしております。そのためには、まずは男性だけではなく女性も意識改革が必要ではないかと最後申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。